

商品概要説明書

J A 交付金等つなぎ資金

(2023年10月1日現在)

商品名	J A 交付金等つなぎ資金
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○当 J A の組合員の方。 ○農業を営まれている方または農業に従事されている方。 ○交付金等の対象であることが明らかな方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○国等の行政による各種交付金等受領までのつなぎ資金 ※生活資金は対象外です。また、負債性資金の借換は不可です。
借入金額	○支払われる交付金等相当額のうち J A 口座にご入金される金額の範囲内とします。
借入期間	○1 年以内とします。
借入利率	○当 J A 所定の利率とします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○手形貸付または証書貸付とします。
返済方法	○指定された貯金口座に交付金等をご入金された際、お客様の同意のうえ速やかに償還することとします。
担保	○不要です。
保証	○不要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本店または当 J A 本店設置の苦情等受付窓口にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 本店設置の苦情等受付窓口または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会本会（電話：052-203-1777） 愛知県弁護士会西三河支部（電話：0564-54-9449）
その他	○お申込みに際しては、当 J A において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 尾張中央